国民年金法第三十条の四第一項	国民年金法第三十六条の三第一項及び第三十六条の四第二項に規定する所得の額	国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）第六条の二	昭和六十年改正法附則第三十二条第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧国民年金法第七十九条の二第五項において準用する旧国民年金法第六十七条第一項	昭和六十年改正法附則第三十二条第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧国民年金法第七十九条の二第五項において準用する旧国民年金法第六十六条第一項及び第六十七条第二項並びに第一項第一号及び第二号に規定する所得の額	昭和六十年改正法附則第三十二条第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされた国民年金法施行令等の一部を改正する政令（昭和六十一年政令第一号）第一条の規定による改正前の国民年金法施行令第六条の二	国民年金法等の一部を改正する法律（以下「昭和六十年改正法」という。）第一条の規定による改正前の国民年金法（以下「旧国民年金法」という。）による老齢福祉年金
国民年金法第三十六条の四第一項	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第十条第一項	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第九条及び第十条第二項に規定する所得の額	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令（平成十七年政令第五十六号）第四条	児童扶養手当法第十二条第一項	児童扶養手当法第九条から第十一条まで及び第十二条第二項各号に規定する所得の額	児童扶養手当法による児童扶養手当
特別児童扶養手当等の支給に関する法律第二十六条において準用する同法第二十二条第一項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第二十六条の五において準用する第二十一条及び第二十二条第二項各号に規定する所得の額	特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第十二条第四項及び第五項において準用する同令第五条	特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和三十六年政令第二百七号）第五条	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第九条第一項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第八条から第九条第二項各号に規定する所得の額	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当
特別児童扶養手当等の支給に関する法律第二十六条において準用する同法第二十二条第一項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第二十六条の五において準用する第二十一条及び第二十二条第二項各号に規定する所得の額	特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第十二条第四項及び第五項において準用する同令第五条	特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和三十六年政令第二百七号）第五条	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第九条第一項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第八条から第九条第二項各号に規定する所得の額	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別障害者手当

昭和六十年改正法附則第九十七条第一項の規定による福祉手当		
昭和六十年改正法附則第九十七条第二項において準用する特別児童扶養手当等の支給に関する法律第二十二条第一項		
昭和六十年改正法附則第九十七条第二項において準用する特別児童扶養手当等の支給に関する法律第二十条、第二十一条及び第二十二条第二項各号に規定する所得の額		
特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和六十三年政令第三百二十三号）附則第四条において準用する特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第八条第三項及び第四項において準用する同令第五条		

附　則

この政令は、平成二十四年八月一日から施行する。

厚生労働大臣　小宮山洋子

内閣総理大臣　野田　佳彦